

令和 7 年 第 5 回

苓北町農業委員会総会会議録

令和 7 年第 5 回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 1 0 日（木）
午前 9 時 3 0 分から午前 9 時 5 2 分

2. 開催場所 苓北町役場 2 階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1 番 小野 祐	2 番 宮崎 志武
3 番 錦戸 一郎	4 番 戸北 優
5 番 田嶋 郁美	
7 番 高道 修二	

4. 本日の欠席委員（1 名） 6 番 道田 正弘

5. 議事日程
日程第 1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第 2. 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 3. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）
事務局長 田尻 悟 局長補佐 川原大輔 主事 高見優花

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前 9 時 3 0 分

事務局	定刻となりましたので、只今から令和 7 年第 5 回の農業委員会総会 を開会致します。 まずは、高道会長からご挨拶をお願い致します。
高道会長	おはようございます。

私事ですけれども、昨日あの強い風の中で志岐の田植えをしました。今、志岐ダムの貯水量が50%だそうです。50%と言えばですね、今度の土日に田植えが相当多いということで、相当減るのではないかなと思っています。富岡もですね、7枚あつとですけど雨が降らんとまだ全然田んぼが浸かっておりません。水をあてよつとですけど全然溜まってきません。やっぱりこれだけ水不足、乾燥している状態でございます。

さて、今日から3年間それぞれの議案に基づいて総会をさせていただきます。よろしくお願いします。

最初ですので、私の考えをお繋ぎしたいと思っております。今、農業農村基本法が改正をされ、これは20数年ぶりの改正でございます。今までは人農地プランという基本にのって農業が進められて来とります。今回、昨年から政策の会議を行政主体で行い地域計画を立てられ、それが令和7年度から新しい基本法で日本の農業が始まっていくということでございます。

基本的な農業施策は今までは、後継者を作ろう、法人化をしようという部分で人農地プランの中にうたってありました。これからの農業基本法は、今までの農業者だけでは、農地を維持していくことはできないという環境に来とるわけですよ。人口は減っている。後継者はいない。農業をリタイヤする人が多いという中で、農地を守って行かなければいかんということが非常に厳しくなっているという現状ですね。

ですから、農地は農地で守る以外にも方法はいっぱいあると思うんですね。太陽光発電を造ったり。風力発電を造ったり。後は何処からか誘致をしたりすることによってその農地を維持できると。荒廃地にはしないという方法が今度の新しい農業基本法がそういう方向に変わっていくだろうという考えの中で国全体の農地を守って行こうという考えが基本的にはあるということでございます。

硬い話はこのくらいにしまして、会議をですね、にこやかに行きましょう。例えば皆さん農業をされている。それぞれ仕事を持っとられますので、時間を間違ったっちゃ農作業着のままで来てください。それがいいです。それがありのままの意見を言えるという風に私は思っております。よか着物ば着て来んちゃよかて、泥が着いとおたら払って手を洗って来ていただければいいと思いますので、限られた時間で事業をしていかなければなりませんので、それぞれ認識をしていただいて会議には出席していただくように、肩を張らずに普段の農業の考えを言っていただければ、自分が持っている考えを発表していただければいいかと思います。

少し長くなりましたけれど、挨拶に代えさせていただきます。最後までよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、道田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は高道会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議 長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させていただきますでしょうか。

(はい。の声あり)

ありがとうございます。それでは、2番の宮崎委員さんと4番の戸北委員さんをお願いを申し上げまして、会議書記には、農業委員会事務局の田尻氏、川原氏、高見氏を指名致します。

続きまして、日程第2、議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい。2ページをお開きください。日程第2、議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するため附議する。

令和7年4月10日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

今回初めての委員さんもおられますので、議事の内容を説明する前に、農用地利用集積等促進計画について説明をさせていただきます。

農地の貸借については、これまで3通りの手続き方法がありました。1つ目は農地法第3条によるもの、2つ目が貸借の主流であった農業経営基盤強化促進法に基づく契約によるもの、3つ目が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく契約です。

しかし、令和４年５月に農業経営基盤強化促進法が改正され、農地の貸借については、令和７年４月以降は、農地法第３条によるもの、そして今回の議案である農用地利用集積等促進計画に基づいた農地中間管理機構ということで農地バンクを利用した貸借の２通りとなりました。その他に、農地中間管理機構を介した所有権移転などがあります。

それでは事務の流れについて、別紙配布させていただいております貸借手続きの流れをご覧ください。

図にあるように、まず農業委員会は促進計画（案）を作成し、農業委員会総会において内容を審議し、農業委員会から農地中間管理機構へ促進計画の作成を、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項に基づき農地中間管理機構に要請をするということとなっております。よって農業委員会総会では、促進計画（案）の明細にあります利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者など内容に問題がないか審議いただき、問題がなければ農地中間管理機構へ促進計画の作成を要請することとなります。

従って、議事内容については、利用権を設定する土地、設定する者、受ける者、設定する利用権、期間などについて審議いただきたいと思います。

それでは議案３ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の５年以上の新規が６件、詳細は、田５筆 合計９，７３２㎡、畑１筆 １４５１㎡ 合計１１，１８３㎡です。また、所有権移転が３件、詳細は、田２筆 合計２，７７７㎡、畑１筆 １，２４７㎡ 合計４，０２４㎡です。利用権設定の明細は、４ページ、５ページに記載しています。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。また、所有権移転の明細は、６ページに記載しています。所有権の移転を受ける者、所有権を設定する土地、所有権を設定する者、所有権の移転内容につきましては、それぞれ議案記載のとおりですので、ご審議をお願いします。

議 長

はい。今事務局から説明がありました、３ページ、４ページ、５ページ、それと６ページについては所有権移転ということでございますので、この件についてご審議をお願いしたいと思います。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり認定することに致します。

議案については以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 令和7年度最適化活動の目標設定等について

次回、令和7年第6回総会は、令和7年5月7日(水)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和7年第5回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時52分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員